

## 【訪問・通所共通 Q & A】

### Q 1 総合事業移行に伴い、定款の変更は必要か？

※回答の内容を変更しました（平成 29 年 10 月 4 日）。

A 定款には法人が行う事業を記載することが必要です。そのため、現在の定款では総合事業のサービスを行う旨が読み取れない場合は、総合事業のサービスを行う旨の記載を行ってください。

（記載例：介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険法に基づく第1号事業など）。

なお、総合事業の開始に伴う定款変更に係る変更届を札幌市介護保険課へ提出する必要はありません。

### Q 2 総合事業移行に伴い、契約書、運営規程、重要事項説明書の様式変更は必要か。また、介護（訪問介護・通所介護）とは別に作成する必要があるか？

A サービス名や利用料等が変わるため、様式変更が必要です。

平成29年4月1日までに様式変更を行ってください。

作成に関しては、介護と別々でも一体的でも差し支えありません。

#### 【サービス名：例】

予防訪問介護→「札幌市訪問介護相当型サービス」

予防通所介護→「札幌市通所型サービス」

なお、既に契約している利用者については、新たに契約書や重要事項説明書の同意をとり直す必要はありませんが、覚書などを作成し、総合事業の提供を開始する前に利用者及び家族へ説明し、同意を得ることが必要です。

### Q 3 個別サービス計画の変更は必要か？

A 総合事業のサービスの提供を開始する際に個別サービス計画の名称を修正する必要があります。

訪問介護の場合：介護予防訪問介護計画→札幌市訪問介護相当型サービス計画

通所介護の場合：介護予防通所介護計画→札幌市通所型サービス計画

**Q 4 介護サービスの提供に係る事故に対応するため、損害保険に加入しているが、その保険は総合事業移行後も適応になるのか？**

A 個別の契約内容によるため、契約している保険会社に確認してください。

**Q 5 キャンセル料を徴収することは可能か？**

A サービスがキャンセルとなった場合、報酬請求はできません。キャンセル料については別途利用者との間で契約を取り交わしていれば利用者に請求することは可能です。

**Q 6 報酬に算入する回数は実際に利用した回数なのか、ケアプラン上の回数なのか？**

A 実際に利用した回数の報酬請求となります。  
ただし、ケアプラン上の回数と異なるサービス提供が続く場合は、適宜ケアプランの変更を検討することも必要です。

**Q 7 事業所の人員、設備及び運営の基準は今までと変更あるのか**

A 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の基準と同様です。